

令和4年度
港区内部統制評価報告書

令和5年8月

令和4年度港区内部統制評価報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する取組

区長は、港区の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、港区においては、地方自治法第150条第2項の規定及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」といいます。）に基づき、「港区内部統制に関する方針」（令和2年4月1日）を策定し、当該方針に基づき重点的に取り組む事務としての財務に関する事務及び個人情報の取扱いに関する事務（以下「重点的取組事務」といいます。）に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

（1）令和4年度における取組

ア 各課による取組

過去の不適正事務の事例等を踏まえて各課で業務上起こり得る不適正な事務を令和3年度末に把握し、発生可能性及び区民・事業者への影響度がより大きいリスクを3種類選定し、予防策を講じて、令和4年度を通じて不適正事務の発生防止に取り組んでいます。

イ 内部統制推進部局による取組

（ア）庁内研修の実施

- ・新任研修（事務処理ミスをなくすために）

研修期間：令和4年4月5日（火）から26日（火）まで

対象者：新規採用職員等

研修内容：不適正事務の事例紹介、予防に向けた取組、港区内部統制制度について

- ・悉皆研修（不適正事務の防止について）

研修期間：令和4年12月1日（木）から令和5年1月31日（火）まで

対象者：全職員

研修内容：不適正事務の事例紹介、予防に向けた取組、港区内部統制制度について

- ・適正事務推進に関するワークショップ

研修期間：①令和5年1月16日（月）及び18日（水）

②令和5年1月17日（火）及び19日（木）

対象者：①令和4年4月1日付で係長級に昇任した者

②令和4年4月1日付で主任に昇任した者

実施内容：不適正事務の原因分析及び再発防止策の検討に関するグループワーク、原因分析及び再発防止策の検討手法の説明、適正な事務執行に向けた係長・主任の役割について

(イ) 庁内に向けた港区内部統制通信の発行

- ・第1号（令和4年6月発行）
テーマ：適正に事務を執行しなければならない理由と再発防止策について
- ・第2号（令和4年11月発行）
テーマ：上半期の不適正事務の発生状況について
- ・第3号（令和5年3月発行）
テーマ：会計処理の誤り等の事例について

(ウ) 港区内部統制推進委員会の開催

【第1回（令和4年8月24日開催）】

- ・令和3年度港区内部統制評価報告書について
- ・令和4年度不適正事務の発生状況について

【第2回（令和4年11月2日開催）】

- ・令和4年度定期監査（前期）の結果に係る措置について
- ・令和5年度の適正な事務執行に関する取組について
- ・令和4年度（上半期）不適正な事務執行について

【第3回（令和5年3月9日開催）】

- ・令和5年度の適正事務推進に関する取組について
- ・令和4年度定期監査（後期）の結果に係る措置について
- ・令和3年度財政援助団体等監査の結果に係る措置について
- ・令和4年度（下半期）不適正な事務執行について

ウ 個人情報等の取扱い、契約、検査、会計等の事務に対する取組

情報政策課、契約管財課、会計室等（以下「制度所管課」といいます。）が、個人情報等の取扱い、契約、検査、会計等の各制度に関する適正な事務執行のための自己検査等を通知しています。

(2) 令和4年度不適正事務への対応

令和4年度に発生した不適正な事務処理のいずれの事案についても、各課において直ちに原因を分析し、再発防止策を検討し、実行しています。

発生状況としては、28課で41件（重点的取組事務：25件、その他：16件）です。

(3) 内部統制制度の仕組みの見直し

内部統制推進部局及び制度所管課の「予防策の取組状況の把握に関すること」及び「ICTの活用に関すること」について、全庁的に発生件数が多いメールの誤送信による個人情報漏えいを防止するため、メールソフトでのメール送信時に「TO」や「CC」に追加された複数の宛先を自動で「BCC」に変更して送信する機能を令和4年10月に導入しています。

また、各課の「リスク選定に関すること」について、これまでに発生した不適正事務、監査指摘・意見事項の再発防止に優先して取り組むため、区民や事業者への影

響度及び発生可能性がともに高く、かつ過去３年間に不適正事務又は監査指摘・意見事項があったリスクを最優先で選定できるよう、リスク選定フローを一部見直し、令和５年度から運用するようにしています。

２ 評価手続

港区内部統制制度における全庁的な視点で内部統制の目的を十分に果たしているか等の内部統制の仕組みに対する評価及び予防策が適切であったか、再発防止策が適時に実施されたか等の各課の自己評価に対する評価を実施しました。

今回は、令和４年度を評価対象期間とし、令和５年３月３１日を評価基準日として、重点的取組事務についての内部統制の評価を実施しています。

なお、港区における評価項目は、国のガイドラインを踏まえ、別紙１のとおりです。

また、評価項目の判断基準は、別紙２のとおりです。

令和４年度港区内部統制評価報告書作成までの過程は、別表１のとおりです。

３ 評価結果

港区内部統制制度の仕組み及び各課の自己評価を確認した結果、重点的取組事務に係る内部統制は、いずれも有効に整備及び運用していると評価しました。

（１）港区内部統制制度の仕組みに対する評価結果について

ア 評価結果

評価結果は、別表２のとおりです。

イ 評価の理由

（ア）不備の有無について

全庁的に発生件数が多いメールの誤送信による個人情報漏えいについて、メールソフトでのメール送信時に「TO」や「CC」に追加された複数の宛先を自動で「BCC」に変更して送信する機能を導入し、リスクに対する統一的な予防策を講じています。

また、各課がこれまでに発生した不適正事務、監査指摘・意見事項の再発防止に優先して取り組むことができるよう、区民や事業者への影響度及び発生可能性がともに高く、かつ過去３年間に不適正事務又は監査指摘・意見事項があったリスクを最優先で選定できるリスク選定フローに一部見直しています。

なお、適正事務推進担当から区役所改革担当に内部統制推進事務を移管したことに伴う運用や規程の整備も検討、見直しています。

全ての評価項目において、不備なしと判断しました。

（イ）重大な不備の有無について

不備なしと判断したことから、重大な不備はありません。

【参考…重大な不備に該当する場合】

不備ありと判断したもののうち、内部統制推進部局及び個人情報等の取扱い、契約、検査、会計等の各制度を所管する情報政策課、契約管財課、会計室等の不作為等により、内部統制が機能していないと判断できるもの

(2) 各課の自己評価に対する評価結果について

ア 評価結果

評価結果は、別表3のとおりです。

イ 評価の理由

(ア) 不備の有無について

各課の選定したリスクにおいて、各課が不備ありと評価した19件のリスクについては、不適正な事務が発生したことによるものが19件でした。

なお、リスク選定において、過去3年間の不適正事務又は監査結果があるにもかかわらず、優先度の低いリスクを選定している2件については、予防策が適切に機能していた場合であっても不備ありと判断しました。

(イ) 重大な不備の有無について

各課が不適正な事務の発生により不備ありと評価したリスクについては、その全てにおいて再発防止策をとり、その後、適正に運用していることから、重大な不備に該当しないと判断しました。

また、優先度の低いリスクを選定している課については、今回が初めてのことから、「不適正な事務が継続し、内部統制が機能していない」とは判断できないため、重大な不備に該当しないと判断しました。

【参考…重大な不備に該当する場合】

不備ありと判断したもののうち、各課の不作為等により、不適正な事務が継続し、内部統制が機能していないと判断できるもの

ウ 今後の課題と取組

複数の課で、令和元年度や令和2年度に不適正事務の発生により、再発予防策を講じ、翌年度は不適正事務の発生を防ぐことができたにもかかわらず、同様の不適正事務が令和4年度中に再度発生していることから、各課において、永続的に再発防止策が講じられるよう、取り組みます。

内部統制推進部局において、発生した不適正事務を1件ずつ分析し、各課が実態に合わせた再発予防策を講じているか随時確認し、有効的な指導することで、継続的なPDCAサイクルの構築を図ります。

また、各課が選定した3種類のリスク以外で、過去に不適正事務が発生したりリスク又は定期監査で指摘・意見を受けたリスクについても、永続的な再発予防策が講じられるよう、内部統制推進部局による意識醸成を図ります。

4 重大な不備の是正に関する事項

港区内部統制制度の仕組み及び各課の自己評価を評価した結果、各課の自己評価に対する評価においては、不備に該当するものはあったものの、重大な不備に該当するものはないため、記載すべき事項はありません。

令和5年8月28日

港 区

港区長 武 井 雅 昭

【別表１】令和４年度港区内部統制評価報告書作成までの過程

日 程	内 容	担当部局
令和４年３月１６日	各課におけるリスク選定の実施	内部統制推進部局
４月 １日	港区内部統制制度の運用開始（評価対象期間開始）	
令和５年３月３１日	評価基準日（評価対象期間終了）	
５月１９日	各課の選定したリスクに対する自己評価の実施	
６月２３日	評価開始	内部統制評価部局
８月１０日	第１回港区内部統制評価委員会の開催	
８月２２日	第２回港区内部統制評価委員会の開催	
８月２８日	令和４年度港区内部統制評価報告書の決定	

【別表２】港区内部統制制度の仕組みに対する評価結果

港区内部統制制度の仕組みに対する評価項目			評価
１	内部統制の体制に関すること	（１）内部統制の基本方針を策定し、職員に周知しているか。	不備なし
		（２）長を最高責任者として内部統制の運用体制が構築され、機能しているか。	不備なし
		（３）内部統制における職層や会議体の役割が明確化されているか。	不備なし
		（４）事務執行の適正化に向けた職員への意識啓発及び研修を実施しているか。	不備なし
２	リスク選定に関すること	（１）内部統制推進部局は、過去に発生した不適正事務を踏まえ、必要に応じてリスク一覧を見直しているか。	不備なし
		（２）各課は、選定した各リスクについて、以下の確認を行っているか。 ア 選定したリスクが過去に経験したものであるか。 イ 選定したリスクの区民への影響度と発生の可能性度 ウ 選定したリスクに対する予防策	不備なし
		（３）内部統制推進部局及び制度所管課は、各リスクに対する予防策は過剰なものとしていないか。	不備なし
３	予防策の取組状況の把握に関すること	（１）内部統制推進部局は、各課における不適正事務の発生状況、予防策の取組状況を把握しているか。	不備なし
		（２）内部統制推進部局は、不適正な事務が発生した場合、各課に再発防止策を指示し、再発防止策の内容を把握しているか。	不備なし
		（３）内部統制推進部局及び制度所管課は、不適正事務の発生状況を踏まえ、リスクに対する予防策の見直しを適宜行っているか。	不備なし

4	情報共有に関する こと	(1) 不適正な事務が発生した場合の報告体制が構築されているか。	不備なし
		(2) 内部統制推進部局は、全庁に対し、不適正な事務の発生状況及び再発防止策の共有を図っているか。	不備なし
5	点検・改善に関する こと	(1) 内部統制推進部局又は制度所管課は、事務執行の適正化に向けた自己点検を実施しているか。	不備なし
		(2) 内部統制推進部局又は制度所管課は、内部統制評価報告書及び監査委員の審査意見書における指摘事項を踏まえ、取組の改善を図っているか。	不備なし
6	I C T の活用に関する こと	(1) 内部統制推進部局、制度所管課、各部各課は、効率化や事務執行の適正化に向けて業務に I C T を活用しているか。	不備なし

【別表3】各課の自己評価に対する評価結果

○ 令和4年度

内部統制の対象範囲	リスクとして 選定された件数	各課の自己評価		評価部局の評価	
財務に関する事務	121 件	不備あり	8 件	不適正事務発生	8 件
		不備なし	113 件	不備あり	2 件
				不備なし	111 件
個人情報の取扱いに関する事務	97 件	不備あり	11 件	不適正事務発生	11 件
		不備なし	86 件	不備あり	0 件
				不備なし	86 件

○ 参考

令和3年度

内部統制の対象範囲	リスクとして 選定された件数	各課の自己評価		評価部局の評価	
財務に関する事務	126 件	不備あり	14 件	不適正事務発生	14 件
		不備なし	112 件	不備あり	1 件
				不備なし	111 件
個人情報の取扱いに関する事務	103 件	不備あり	17 件	不適正事務発生	17 件
		不備なし	86 件	不備あり	0 件
				不備なし	86 件

港区内部統制制度に対する評価項目

港区内部統制制度の仕組みに対する評価項目

評価項目		
1	内部統制の体制に関すること	(1) 内部統制の基本方針を策定し、職員に周知しているか。
		(2) 長を最高責任者として内部統制の運用体制が構築され、機能しているか。
		(3) 内部統制における職層や会議体の役割が明確化されているか。
		(4) 事務執行の適正化に向けた職員への意識啓発及び研修を実施しているか。
2	リスク選定に関すること	(1) 内部統制推進部局は、過去に発生した不適正事務を踏まえ、必要に応じてリスク一覧を見直しているか。
		(2) 各課は、選定した各リスクについて、以下の確認を行っているか。 ア 選定したリスクが過去に経験したものであるか。 イ 選定したリスクの区民への影響度と発生の可能性 ウ 選定したリスクに対する予防策
		(3) 内部統制推進部局及び制度所管課は、各リスクに対する予防策は過剰なものとしていないか。
		(4) 内部統制推進部局は、各課における不適正事務の発生状況、予防策の取組状況を把握しているか。
3	予防策の取組状況の把握に関すること	(2) 内部統制推進部局は、不適正な事務が発生した場合、各課に再発防止策を指示し、再発防止策の内容を把握しているか。
		(3) 内部統制推進部局及び制度所管課は、不適正事務の発生状況を踏まえ、リスクに対する予防策の見直しを適宜行っているか。
		(4) 不適正な事務が発生した場合の報告体制が構築されているか。
4	情報共有に関すること	(2) 内部統制推進部局は、全庁に対し、不適正な事務の発生状況及び再発防止策の共有を図っているか。
		(3) 内部統制推進部局又は制度所管課は、事務執行の適正化に向けた自己点検を実施しているか。
5	点検・改善に関すること	(2) 内部統制推進部局又は制度所管課は、内部統制評価報告書及び監査委員の審査意見書における指摘事項を踏まえ、取組の改善を図っているか。
		(3) 内部統制推進部局、制度所管課、各部各課は、効率化や事務執行の適正化に向けて業務にICTを活用しているか。

各課の自己評価に対する評価項目

評価項目	
1	選定したリスクは適切か（区民への影響度、発生の可能性が高いリスクを選定しているか。）。
2	選定したリスクに対する予防策は適切か（関連のある予防策を選択しているか。）。
3	選定したリスクに対する予防策の実施状況に対する自己評価は適切か（不適正事務が発生しているにも関わらず「不備なし」としていないか。）。
4	選定したリスク以外の不適正な事務が発生した場合には、新たなリスクとして追加で選定し、その再発防止策を展開しているか。

「港区内部統制制度の仕組み」及び「各課の自己評価」に対する評価項目と判断基準

別紙2

港区内部統制制度の仕組みに対する評価項目（内部統制推進部局の取組について評価）

評価項目			①不備ありの評価基準	②重大な不備の判断基準（①評価後） ※内部統制推進部局及び制度所管課の不作為等により、内部統制が機能していないと判断できるもの
1	内部統制の体制に関すること	（１）内部統制の基本方針を策定し、職員に周知しているか。	内部統制の基本方針を策定していない。	
			内部統制の基本方針を研修等で周知していない。	評価対象期間中に基本方針を周知する必要との認識があったにもかかわらず、周知していない。
		（２）長を最高責任者として内部統制の運用体制が構築され、機能しているか。	内部統制の運用体制が分かる規定を整備していない。	
			評価対象期間中に内部統制推進委員会を一度も開催していない。	
		（３）内部統制における職層や会議体の役割が明確化されているか。	組織改正等による運用体制の見直しを検討していない。	運用の見直しが必要との認識があったにもかかわらず、検討していない。
			職層や会議体の役割が明記されている規定を整備していない。	
2	リスク選定に関すること	（４）事務執行の適正化に向けた職員への意識啓発及び研修を実施しているか。	組織改正等による規定の整備を検討していない。	組織改正等による規定の整備が必要との認識があったにもかかわらず、検討していない。
		（１）内部統制推進部局は、過去に発生した不適正事務を踏まえ、必要に応じてリスク一覧を見直しているか。	不適正事務の発生状況に応じたリスク一覧の見直しを検討していない。	評価対象期間中にリスク一覧の見直しが必要との認識があったにもかかわらず、検討していない。
		（２）各課は、選定した各リスクについて、以下の確認を行っているか。 ア 選定したリスクが過去に経験したものであるか。 イ 選定したリスクの区民への影響度と発生の可能性度 ウ 選定したリスクに対する予防策	各課が適切なリスク選定できる仕組みを整備していない。	評価対象期間中に整備が必要との認識があったにもかかわらず、整備されていない。
		（３）内部統制推進部局及び制度所管課は、各リスクに対する予防策は過剰なものとしていないか。	評価対象期間中に内部統制推進部局がリスク総括表を一度も確認していない。	
3	予防策の取組状況の把握に関すること	（１）内部統制推進部局は、各課における不適正事務の発生状況、予防策の取組状況を把握しているか。	不適正事務の発生状況や予防策の取組状況を口頭のみで報告受け、一覧表等で管理していない。	管理する必要があるとの認識があったにもかかわらず、実施していない。
			管理されている不適正事務の一覧表等と事件事故等危機情報連絡票等の整合がとれない。	整合がとれていないことの認識があったにもかかわらず、各課における不適正事務の発生状況等を把握していない。
			予防策が実施されずに、不適正な事務が発生した事実を了知していたにもかかわらず、再発防止策の指導をしていない。	再発防止策の実施を確認していない中、不適正な事務が再度発生した。
		（２）内部統制推進部局は、不適正な事務が発生した場合、各課に再発防止策を指示し、再発防止策の内容を把握しているか。	不適正事務の再発防止策を各課に指示し、一覧表等で管理していない。	評価対象期間中に発生した事実を了知していたにもかかわらず、各課に指示せず、一覧表等で管理していない。
4	情報共有に関すること	（３）内部統制推進部局及び制度所管課は、不適正事務の発生状況を踏まえ、リスクに対する統一的な予防策の見直しを適宜行っているか。	不適正事務の発生状況を踏まえ、リスクに対する統一的な予防策の見直しを検討していない。	検討の結果、統一的な予防策の見直しが必要との認識があったにもかかわらず、見直しを行っていない。
		（１）不適正な事務が発生した場合の報告体制が構築されているか。	不適正事務が発生した場合の報告体制を構築していない。	
		（２）内部統制推進部局は、全庁に対し、不適正な事務の発生状況及び再発防止策の共有を図っているか。	不適正な事務の発生状況及び再発防止策を全庁に周知していない。	評価対象期間中に発生した事実を了知していたにもかかわらず、全庁に周知していない。
5	点検・改善に関すること	（１）内部統制推進部局又は制度所管課は、事務執行の適正化に向けた自己点検を実施しているか。	評価対象期間中に会計自己検査、備品自己検査等を実施していない。	
		（２）内部統制推進部局又は制度所管課は、内部統制評価報告書及び監査委員の審査意見書における指摘事項を踏まえ、取組の改善を図っているか。	内部統制評価報告書又は監査委員の審査意見書で指摘等を受けたにもかかわらず、取組の改善を検討していない。	評価対象期間中に取組の改善を図ることが必要との認識があったにもかかわらず、検討していない。
6	ＩＣＴの活用に関すること	（１）内部統制推進部局、制度所管課、各部各課は、事務効率化や事務執行の適正化に向けて業務にＩＣＴを活用しているか。	各課に対してＩＣＴの活用を通知、揭示版等で促していない。	評価対象期間中に通知、揭示版等でＩＣＴの活用を促すことが必要との認識があったにもかかわらず、実施していない。

各課の自己評価に対する評価項目（各課が作成したリスク総括表について評価）

評価項目		①不備ありの評価基準	②重大な不備の判断基準（①評価後） ※各課の不作為等により、不適正な事務が継続し、内部統制が機能していないと判断できるもの
1	選定したリスクは適切か。	区民への影響度、発生可能性の高いリスクを選定していない。	評価対象前年度、評価対象年度に連続で、選定していない。
		過去３年間の不適正事務の発生事例や監査指摘意見をリスクとして選定していない。	評価対象前年度、評価対象年度に連続で、選定していない。
2	選定したリスクに対する予防策は適切か。	関連のある予防策を記載していない。	評価対象前年度、評価対象年度に連続で、記載していない。
3	選定したリスクに対する予防策の実施状況に対する自己評価は適切か。	不適正事務が発生しているにもかかわらず「不備なし」としている。	評価対象前年度、評価対象年度に連続で、「不備なし」としている。
4	選定したリスク以外の不適正な事務が発生した場合には、新たなリスクとして追加で選定し、その再発防止策を展開しているか。	評価対象年度中に発生した不適正事務を新たなリスクとして追加していない。	評価対象前年度、評価対象年度に連続で、追加していない。